

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和元年12月27日
【発行者の名称】	アザース株式会社 (az-earth Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中川 周平
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市松前町二丁目6番地11
【電話番号】	089-989-3916
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 稲葉 修一
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アザース株式会社 http://www.az-earth.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期中	第13期中	第11期	第12期
会計期間	自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月 30日	自 平成31年 4月 1日 至 令和元年 9月 30日	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日	自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日
売上高 (千円)	99,315	99,694	178,921	194,536
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△3,143	3,301	9,580	1,159
中間(当期)純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△1,059	2,394	7,057	2,263
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	14,959	14,959	14,959	14,959
発行済株式総数 (株)	257,000	257,000	257	257,000
純資産額 (千円)	50,209	55,926	51,269	53,532
総資産額 (千円)	138,736	137,672	146,298	139,072
1株当たり純資産額 (円)	195.37	217.62	199.49	208.30
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	△4.12	9.32	28.46	8.81
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	36.1	40.6	35.0	38.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,367	5,953	8,768	4,355
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△709	△1,299	△11,753	3,677
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△6,689	△4,116	11,578	△10,805
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	49,606	51,403	53,638	50,865
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	9 〔58〕	8 〔46〕	7 〔32〕	9 〔50〕

(注) 1. 当社は、第12期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第11期の中間財務諸表は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 平成30年7月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失を算定しております。
9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第12期中間会計期間の期首から適用しており、第11期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和元年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8 [46]	36.4	3.8	3,129

セグメント名称	従業員数(名)
直営店事業	6 [46]
FC事業	0 [0]
全社(共通)	2 [0]
合計	8 [46]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、給与総額(通勤手当)を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. FC事業は、直営店事業の従業員が兼務しております。
5. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【事業等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の堅調さを背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の不確実性の高まりや世界的な通商問題等により、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、根強い消費者の節約志向・低価格志向に加え、労働力不足を背景とした人件費の増加や原材料価格の上昇、業種業態を超えた競争の激化等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境下で当社では、「食文化を提案する」という経営理念に基づき、奇をてらうことなく、素材を厳選し本物を追求し続けるとともに、お客様一人ひとりに誠実に向き合うことに全店舗一丸となって取り組んでまいりました。また「中華そば八平」では4時間営業に取り組み、飲食業界から働き方・労働環境の改革を推進中であります。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は99,694千円（前年同期比0.4%増加）、営業利益は3,333千円（前年同期比111.7%増加）、経常利益は3,301千円（前年同中間期は経常損失3,143千円）、中間純利益は2,394千円（前年同中間期は中間純損失1,059千円）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

(直営店事業)

当中間会計期間において、既存店で品質及びサービス向上に努めました。この結果、売上高は74,965千円、営業利益は14,800千円となりました。

(F C事業)

当中間会計期間において、国内F C店の売上が好調で原材料の販売が増えました。さらに香港F Cとの契約更改により月々のロイヤリティフィーが増加しました。この結果、売上高は24,729千円、営業利益は9,895千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して537千円増加し、51,403千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は5,953千円（前年同中間期は3,367千円の獲得）となりました。これは主に税引前中間純利益3,301千円の計上や減価償却費2,771千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は1,299千円（前年同中間期は709千円の使用）となりました。これ

は主に有形固定資産の取得による支出796千円や保険積立金の積立てによる支出716千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は4,116千円(前年同中間期は6,689千円の使用)となりました。これは長期借入金の返済による支出4,116千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	20,423	+1.9
F C 事業	13,442	△9.8
合計	33,865	△3.1

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	74,965	△1.4
F C 事業部	24,729	+6.1
合計	99,694	+0.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

令和元年7月31日に担当J-Adviserの異動があったため、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクのほか、担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項に係る事業等のリスクを変更しました。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただ

し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

（3）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に

該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、既存F C契約中のAdvance Top Limited(所在国 香港)と令和元年6月28日にフランチャイズ契約を更改しました。

	更改前	更改後
加盟金	HK\$50,000	HK\$50,000
店舗出店料	HK\$30,000	HK\$60,000
ロイヤリティ	HK\$5,000～HK\$17,000/月 固定（席数による）	HK\$8,000～HK\$20,000/月 固定（席数による）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、以下の設備を取得しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び 備品	合計	
八平 (愛媛県今治市)	直営店	店舗 設備	779	200	980	1
真中 三津 (愛媛県松山市)	直営店	店舗 設備	—	502	502	1

(注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (令和元年9月30日)	公表日現在発行数(株) (令和元年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	743,000	257,000	257,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,000,000	743,000	257,000	257,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和元年9月30日	—	257,000	—	14,959	—	4,959

(6) 【大株主の状況】

令和元年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
中川 周平	愛媛県松山市	149,900	58.33
投資事業有限責任組合えひめベン チャーファンド2013	京都府京都市中京区烏丸通錦小 路上る手洗水町659 烏丸中央ビ ル	57,000	22.18
稲葉 修一	愛媛県松山市	50,000	19.45
株式会社 Shift	愛媛県松山市山越1丁目1-45 NSビル	100	0.04
計	—	257,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和元年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,000	2,570	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は100 株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	257,000	—	—
総株主の議決権	—	2,570	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成31年4月	令和元年5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 平成31年4月から令和元年9月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動は、ありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,865	51,403
売掛金	5,023	3,962
商品	160	183
原材料及び貯蔵品	1,072	1,073
前渡金	468	30
前払費用	2,471	2,496
その他	—	6
貸倒引当金	△402	△218
流動資産合計	59,659	58,937
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 36,896	※2 36,457
構築物（純額）	5,060	4,750
機械及び装置（純額）	735	643
車両運搬具（純額）	2,844	2,369
工具、器具及び備品（純額）	2,788	2,897
土地	※2 22,428	※2 22,428
有形固定資産合計	※1 70,753	※1 69,545
無形固定資産		
ソフトウェア	227	192
無形固定資産合計	227	192
投資その他の資産		
長期前払費用	293	238
繰延税金資産	588	639
その他	7,549	8,118
投資その他の資産合計	8,431	8,996
固定資産合計	79,412	78,734
資産合計	139,072	137,672

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,901	4,812
1年内返済予定の長期借入金	※2 8,232	※2 8,232
未払金	3,643	4,002
未払費用	4,669	4,897
未払法人税等	934	956
加盟店売上預り金	3,694	3,927
その他	2,759	2,999
流動負債合計	29,834	29,827
固定負債		
長期借入金	※2 52,548	※2 48,432
退職給付引当金	1,157	1,486
加盟店預り保証金	2,000	2,000
固定負債合計	55,705	51,918
負債合計	85,539	81,745

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,959	14,959
資本剰余金		
資本準備金	4,959	4,959
資本剰余金合計	4,959	4,959
利益剰余金		
利益準備金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	33,614	36,008
利益剰余金合計	33,614	36,008
株主資本合計	53,532	55,926
純資産合計	53,532	55,926
負債純資産合計	139,072	137,672

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
売上高	99,315	99,694
売上原価		
商品・原材料期首たな卸高	718	1,000
当期商品・原材料仕入高	34,945	33,864
合計	35,664	34,865
商品・原材料期末たな卸高	1,134	991
売上原価合計	34,530	33,873
売上総利益	64,784	65,820
販売費及び一般管理費	※1 63,210	※1 62,486
営業利益	1,574	3,333
営業外収益		
受取利息	0	0
助成金収入	570	—
保険解約返戻金	1,151	70
その他	186	98
営業外収益合計	1,908	169
営業外費用		
支払利息	230	139
為替差損	25	62
上場関連費用	6,140	—
その他	230	0
営業外費用合計	6,626	202
経常利益又は経常損失(△)	△3,143	3,301
特別利益		
固定資産売却益	1,824	—
特別利益合計	1,824	—
特別損失		
固定資産除却損	—	0
特別損失合計	—	0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△1,319	3,301
法人税、住民税及び事業税	194	956
法人税等調整額	△454	△50
法人税等合計	△260	906
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,059	2,394

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,959	4,959	4,959	31,351	31,351	51,269	51,269
当中間期変動額							
中間純損失(△)				△1,059	△1,059	△1,059	△1,059
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△1,059	△1,059	△1,059	△1,059
当中間期末残高	14,959	4,959	4,959	30,291	30,291	50,209	50,209

当中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,959	4,959	4,959	33,614	33,614	53,532	53,532
当中間期変動額							
中間純利益				2,394	2,394	2,394	2,394
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	—	—	—	2,394	2,394	2,394	2,394
当中間期末残高	14,959	4,959	4,959	36,008	36,008	55,926	55,926

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△1,319	3,301
減価償却費	3,237	2,771
受取利息及び受取配当金	△0	△0
助成金収入	△570	—
支払利息	230	139
保険解約返戻金	△1,151	△70
固定資産売却益	△1,824	—
固定資産除却損	—	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△103	△184
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	76	329
売上債権の増減額 (△は増加)	1,117	1,061
たな卸資産の増減額 (△は増加)	294	△24
仕入債務の増減額 (△は減少)	△768	△650
加盟店売上預り金の増減額 (△は減少)	△611	233
その他	1,623	122
小計	230	7,026
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	△236	△139
法人税等の支払額	△294	△934
法人税等の還付額	3,098	—
助成金の受取額	570	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,367	5,953
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,775	△796
保険積立金の積立てによる支出	△725	△716
保険積立金の解約による収入	2,791	213
投資活動によるキャッシュ・フロー	△709	△1,299
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	10,000	—
長期借入金の返済による支出	△16,689	△4,116
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,689	△4,116
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,031	537
現金及び現金同等物の期首残高	53,638	50,865
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 49,606	※1 51,403

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切上げ方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	18～41年
機械及び装置	2～8年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にわたり償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	32,344千円	33,245千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
建物	18,741千円	18,906千円
土地	22,428千円	22,428千円
計	41,169千円	41,334千円

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
一年内返済予定の長期借入金	3,096千円	3,096千円
長期借入金	35,152千円	33,604千円
計	38,248千円	36,700千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
有形固定資産	3,202千円	2,736千円
無形固定資産	35千円	35千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間増 加株式数 (株)	当中間会計期間減 少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	257	256,743	—	257,000
合計	257	256,743	—	257,000

(変動事由の概要)

平成30年7月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は256,743株増加し、257,000株となっております。

当中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間増 加株式数 (株)	当中間会計期間減 少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	257,000	—	—	257,000
合計	257,000	—	—	257,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
現金及び預金	49,606千円	51,403千円
現金及び現金同等物	49,606千円	51,403千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	50,865	50,865	—
(2) 売掛金	5,023		
貸倒引当金（※1）	△402		
	4,621	4,621	—
資産計	55,486	55,486	—
(1) 買掛金	5,901	5,901	—
(2) 未払金	3,643	3,643	—
(3) 未払法人税等	934	934	—
(4) 加盟店売上預り金	3,694	3,694	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定 を含む）	60,780	59,372	△1,407
負債計	74,952	73,546	△1,407

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 加盟店売上預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間（令和元年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	51,403	51,403	—
(2) 売掛金	3,962		
貸倒引当金（※1）	△218		
	3,744	3,744	—
資産計	55,147	55,147	—
(1) 買掛金	4,812	4,812	—
(2) 未払金	4,002	4,002	—
(3) 未払法人税等	956	956	—
(4) 加盟店売上預り金	3,927	3,927	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	56,664	55,392	△1,271
負債計	70,362	69,091	△1,271

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 加盟店売上預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：千円）

区分	前事業年度 平成31年3月31日	当中間会計期間 令和元年9月30日
敷金	1,373	1,373
保険積立金	6,176	6,745

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当社はオフィス、飲食店の直営店事業における店舗の不動産賃貸契約に基づき、オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「直営店事業」及び「F C事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
直営店事業	ラーメン・つけ麺を中心とした飲食店の運営、製麺の販売、イベントへの参加
F C事業	国内外のF C店へのロイヤリティ・原材料、及び備品の販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	直営店事業	F C事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	76,004	23,310	99,315	—	99,315
計	76,004	23,310	99,315	—	99,315
セグメント利益	14,960	7,259	22,219	△20,645	1,574
セグメント資産	78,579	10,393	88,973	49,763	138,736
セグメント負債	3,811	5,598	9,410	79,116	88,527
その他項目					
減価償却費	2,728	70	2,799	438	3,237
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	663	—	663	3,936	4,599

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△20,645千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額49,763千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

(3) セグメント負債の調整額79,116千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,936千円は、本社の設備投資額であります。

当中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	直営店事業	F C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	74,965	24,729	99,694	—	99,694
計	74,965	24,729	99,694	—	99,694
セグメント利益	14,800	9,895	24,696	△21,362	3,333
セグメント資産	76,064	7,807	83,872	53,800	137,672
セグメント負債	3,541	7,370	10,911	70,833	81,745
その他項目					
減価償却費	2,261	—	2,261	509	2,771
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,528	—	1,528	—	1,528

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△21,362千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額53,800千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。
 - (3) セグメント負債の調整額70,833千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。
2. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下とおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当中間会計期間 (令和元年9月30日)
1株当たり純資産額	208円30銭	217円61銭

1株当たり中間純利益又は中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下とおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
1株当たり中間純利益又は中間純損失金額 (△)	△4円12銭	9円32銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失金額 (△) (千円)	△1,059	2,394
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失金額 (△) (千円)	△1,059	2,394
普通株式の期中平均株式数(株)	257,000	257,000

(注) 1. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和元年12月27日

アザース株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀 俊介 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 御器 理人 印

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアザース株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アザース株式会社の令和元年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上